

松崎町農業後継者対策奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、本町の農業振興を図るため、新規就農者のうち本町において農業に従事し、農業担い手を目指す意欲ある者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和 3 3 年松崎町規則第 2 号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、新規就農者とは次の者をいう。

- (1) 町内で新規に農業に従事する者で、次号に定める者以外の者(以下「新規参入者」という。)
- (2) 町内で現に農業経営を行っている親等と同一の経営部門に、新規に農業に従事する者(以下「後継者」という。)

(資格等)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、住所を有する者
  - (2) 町内で新規に農業に従事し、将来にわたり町内において自ら農業経営を行う強い意欲を持っていると認められる者
  - (3) 年間農業従事日数が 2 0 0 日以上見込まれ、申請時に 5 0 歳以下の者
  - (4) 町税等を滞納していない者
- 2 奨励金交付終了後、引き続き 5 年以上就農しなければならない。
- 3 奨励金交付決定後、夫婦で従事する場合は、速やかに家族経営協定を締結しなければならない。ただし、町長が家族経営協定の締結が困難と判断するときはこの限りでない。

(奨励金)

第 4 条 奨励金の額は、別表第 1 のとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松崎町農業後継者対策奨励金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

( 審査 )

第 6 条 町長は、前条の交付申請に対する内容の審査を松崎町担い手育成総合支援協議会長（以下「協議会長」という。）に委任するものとする。

( 交付の決定及び通知 )

第 7 条 町長は、協議会長からの審査結果の報告により、奨励金の交付が適当と認めるときは交付決定をし、松崎町農業後継者対策奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定について条件を付することができる。

( 請求の手続き )

第 8 条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた者は、請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

( 交付の停止 )

第 9 条 町長は奨励金を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その後の奨励金の交付を停止することができる。

(1) 傷病、疾病等のために農業に従事することが困難と認められるとき。

(2) 第 3 条第 1 項に規定する交付を受ける者の資格を失ったとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

( 交付の取消及び返還 )

第 10 条 町長は奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を取り消し、又は既に交付した奨励金の返還を命じることができる。

(1) 不正な申請があったとき。

(2) 第 3 条第 2 項の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定により奨励金の交付を停止されたとき。

2 返還金の割合は、別表第 2 のとおりとする。

( 返還の免除 )

第 11 条 奨励金を受けた者が、死亡又は不慮の事故等により農業に従事できないと町長が認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除できる。

2 奨励金を受けた者が、引き続き 5 年間農業に従事したときは、返還を免除する。

( 届出の義務 )

第 12 条 奨励金を受けた者は、次の各号により、町長に届出なければならない。

(1) 資格等に関する変更が生じた場合

(2) 奨励金交付決定後 5 年間の毎年 3 月末日現在の就農状況報告書（様式第 4 号）

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

区 分		奨励金の額	適 用
後継者	単身者	240,000 円	奨励金の交付は 1 回限りとする。
	夫婦で従事	420,000 円	
新規参入者	単身者	480,000 円	
	夫婦で従事	840,000 円	

別表第 2 ( 第 1 0 条関係 )

期 間	返還の割合
奨励金交付後 1 年未満 ( 交付期間中含む。 )	全額
奨励金交付後 1 年以上 2 年未満	8 / 1 0
奨励金交付後 2 年以上 3 年未満	6 / 1 0
奨励金交付後 3 年以上 4 年未満	4 / 1 0
奨励金交付後 4 年以上 5 年未満	2 / 1 0

様式第 1 号(第 5 条関係)

松崎町農業後継者対策奨励金交付申請書

年 月 日

松崎町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

年度において、下記のとおり農業後継者奨励金の交付を受けたいので、松崎町農業後継者対策奨励金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり申請者の町税等の納付状況について、松崎町が調査することに同意します。

また、松崎町農業後継者対策奨励金交付要綱の遵守を誓約します。

記

1 奨励金交付申請額 金 円

(添付書類)

経営計画書

家族経営協定書案

その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

松崎町長

印

松崎町農業後継者対策奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松崎町農業後継者対策奨励金について、下記のとおり決定します。

記

1 奨励金交付決定額 金 円

松崎町農業後継者対策奨励金交付要綱を遵守すること。

様式第3号(第8条関係)

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号により、奨励金交付の  
決定を受けた松崎町農業後継者対策奨励金として、上記のとおり請求します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

松崎町長 様

住 所

代表者氏名

印

振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_

口座種別

普通 ・ 当座

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第4号

1 就農状況報告書

年 月 日現在

農家番号		住所			専業区分	氏名 (フリガナを上段に記入)		年齢	性別	農作業従事日数	
									男・女	日	
(A) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積		(B) 主たる経営作目		(C) 農作業従事者及び雇用労働力の状況			(D) 主な家畜の飼育状況		(E) 主な農耕具の所有状況		備考
農用地面積計 m <sup>2</sup>				農業従事者計 人			種類	数量	種類	数量	
農地	田			世帯員	男	農業専従者 (人)	雇用労働力				
	畑					農業補助者 (人)					
	樹園地			人							
採草放牧地				女							
農業用施設用地											
その他				人							

\*毎年3月末日までに提出すること